

奈半利町事業者原油価格・物価高騰等緊急支援事業（個人事業者用）

コロナ禍における原油価格・物価高騰等により、影響を受けている事業者の皆さまを対象として、物価高騰等による影響を緩和し、事業継続を支援するための緊急支援金制度を設けました。

この支援金の申請受付を令和4年12月1日（木）から開始します。制度の概要や具体的な申請方法は下記をご覧ください。

【対象者】

○下記の条件を満たす事業者

- ① 令和4年10月1日（以下、基準日という。）時点で町内に住民登録がある個人事業者（他の市町村において事業を営む個人事業者で、当該市町村による同様の支援措置を受けていない者を含む。）で申請時に引き続き住所を有すること。
- ② 申請時点において現に事業を行っており、支援金受給後も事業活動を継続する意志を有すること。
- ③ 基準日時点で令和3年分の確定申告又は住民税の申告を行っている者で、事業（農業・営業等）収入があること。不動産収入及び雑収入等のみは事業者の対象外とする。
- ④ 申請者本人及び使用人等が奈半利町暴力団排除団排除条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- ⑤ 宗教的または政治団体でないこと。
- ⑥ 町税を滞納していないこと。

【個人事業者の一例】

- ① 農業
- ② 漁業
- ③ 製造業
- ④ 建設業
- ⑤ ガス・水道業
- ⑥ 情報通信
- ⑦ 運輸業
- ⑧ 卸売業・小売業
- ⑨ 宿泊業・飲食サービス業
- ⑩ 生活サービス業
- ⑪ 学習支援業
- ⑫ 廃棄物処理業等

※対象となる参考一例です

税務署長 令和0年分の所得税復興特別
令和0年 月 日
住所 〒 個人番号
氏名
職業
種類 青色 分限 国出 損失 修正 特農の表示 特農
事業収入 (単位は円) 7
農業 (7)
不動産 (9)

町村民税 申告書 表
府県民税
整理番号
業種又は職業
電話番号
個人番号
注 続柄
支払った保険料 円
事業収入 (事業収入) 1
1 事業収入 (事業収入) ア
業 業 業 イ
不動産 ウ
利子 エ

※基準日時点で令和3年分の確定申告又は住民税の申告で赤枠の事業収入を申告した個人事業者が本支援金の対象となります。

【支給額】 1事業者につき 50,000円

- 注1) 支援金の支給は1回限りとします。
注2) 基準日以前に廃業した個人事業者は、本支援金の対象外となります。

申請書類（事業者物価高騰等対策緊急支援）

◎下記の書類をご提出ください。なお、提出書類は役場地域振興課窓口備付のほか、町ホームページにも掲載しておりますのでダウンロードしてご利用ください。

- ① 交付申請書兼請求書
- ② 令和3年分の確定申告または住民税の申告の控えの写し（※④の同意書を提出する場合は不要です）
 - ・青色申告の場合：確定申告書第一表及び青色申告決算書
 - ・白色申告の場合：確定申告書第一表
 - ・確定申告の義務がない場合は令和4年度住民税申告書の控えの写し
- ③ 町税の滞納がないことを証する書類（※④の同意書を提出する場合は不要です）
- ④ 誓約書兼同意書
- ⑤ 振込先口座（交付申請書兼請求書記載）がわかるもの（※写し）

申請方法

- ◎必要書類一式を役場窓口へ直接提出または郵送で提出してください。
郵送の場合は令和5年2月15日消印有効とし、簡易書留など郵便が追跡できる方法で提出してください。
◎提出先 地域振興課

申請受付

◎令和4年12月1日（木）～ 令和5年2月15日（水）

※祝祭日等役場の閉庁時は除く

その他

- ◎支援金の受給資格に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支給を取り消すとともに、既に支給している場合は支援金の返還を求めます。
※支援金は支給した翌年の申告で事業収入へ加算が必要となりますのでご注意ください。

□問い合わせ先

〒781-6402 奈半利町乙1659番地1

奈半利町役場 地域振興課 ☎38-8182